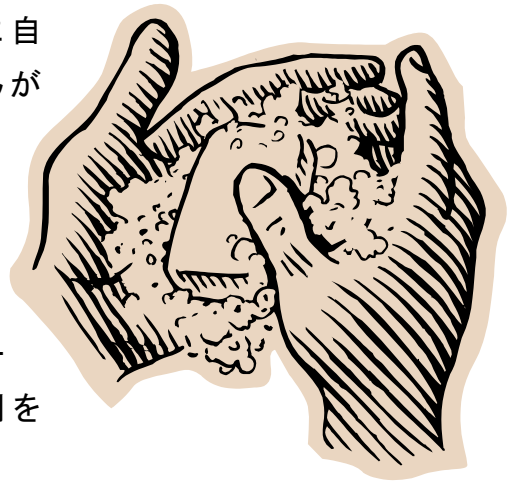


手作り石けんの取扱いについて

ハーブなどの素材を自由に使え、また、手軽に自由な形状で作ることができるため、手作り石けんがブームとなっています。

石けんは身体の清浄を目的とする場合には、医薬品医療機器等法に基づく化粧品（清浄用化粧品）に該当するため、インターネットやバザー等で販売する場合にも医薬品医療機器等法の規制を受けることとなります。



石けんの取扱いは、医薬品医療機器等法上次のとおりとなっていますので、適切な取扱いをお願いします。

- ① 身体を清浄にすることを目的とする石けんを製造して販売する場合には、化粧品製造業と化粧品製造販売業の許可を取得する必要があります。
- ② 無許可で製造された石けんを販売することも禁止されています。
- ③ 石けんの販売にあたっては、医薬品医療機器等法に基づく適切な表示がなされている必要があります。

ご不明な点につきましては、
神奈川県保健福祉局生活衛生部薬務課
（電話 045-210-4967）
までお問い合わせください。

